

小都市中小企業資金融資制度

小都市では市内の中 小企業に必要な事業資金の融資を促進するための融資制度があります。概要は以下の表をご覧ください。

なお、小都市中小企業資金融資制度をご利用の市内中小企業者の方には、融資完済後に保証料を補助していますので、裏面も併せてご覧ください。

融資対象者	① 市内で同一事業を6月以上営んでいる中小企業者で、市税を完納している者 ② この融資制度による借入残高がない者 ③ 保証協会の保証対象事業者である者 ④ 小都市内に住所又は主たる事業所等を有する者
融資条件	使 途 設備資金及び運転資金
	融資限度額 10,000千円
	期 間 10年以内 分割払い (1年据置可)
	利 率 1.6%
	担保・保証人 保証人：原則として、法人は代表者のみ、個人は不要 担 保：原則として不要
	保 証 料 率 福岡県信用保証協会が規定する料率
	取扱金融機関 福岡銀行 西日本シティ銀行 筑邦銀行 福岡県信用組合 佐賀銀行
	受付斡旋機関 小都市商工会

小都市中小企業資金保証料補給補助金

小都市中小企業資金融資制度をご利用になり、補助対象の要件を満たしている方には、融資完済後に保証料を補助しています。概要は下表をご覧ください。

補給の額	保証協会に支払った保証料全額から返戻を受けた保証料を除いた額に、完済した事業資金のうち300万円の部分を乗じた額 ※完済した事業資金が300万円未満の場合は、保証協会に支払った保証料全額から返戻を受けた保証料を除いた額 計算例：完済資金1,000万円で保証料12万円、返戻金2万円の場合、 $(12\text{万円} - 2\text{万円}) \times 300\text{万円} / 1,000\text{万円} = 3\text{万円} \cdots \boxed{\text{補給の額}}$
申請	事業資金完済後6ヶ月以内
必要書類	保証料補給金交付申請書（金融機関の証明を要する）※様式第1号 報告書 ※様式第2号 滞納のない証明書（市収納課で取得） 印鑑・預金通帳（法人の場合は代表印） 福岡県信用保証協会からの明細書（信用保証決定のお知らせ）

問合せ先 小都市商工・企業立地課 72-2111（内線142）